

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【公開番号】特開2006-285958(P2006-285958A)

【公開日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2006-041

【出願番号】特願2006-36511(P2006-36511)

【国際特許分類】

G 06 K 19/077 (2006.01)

G 06 K 19/07 (2006.01)

B 42 D 15/10 (2006.01)

【F I】

G 06 K 19/00 K

G 06 K 19/00 H

B 42 D 15/10 5 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月18日(2008.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】無線チップ

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絶縁性基板上に形成された薄膜トランジスタを用いて形成された集積回路上に、パッチアンテナが固着されていることを特徴とする無線チップ。

【請求項2】

絶縁性基板上に形成された薄膜トランジスタを用いて形成された集積回路上に、前記集積回路と電気的に接続される第1のアンテナが形成されており、

前記第1のアンテナ上に、パッチアンテナからなる第2のアンテナが固着されていることを特徴とする無線チップ。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、

前記固着は、異方性導電接着剤を用いて行われており、

前記異方性導電接着剤に分散された導電性粒子により、前記集積回路と前記パッチアンテナとが電気的に接続されていることを特徴とする無線チップ。

【請求項4】

請求項1又は請求項2において、

前記固着は、導電ペーストを用いて行われており、

前記導電ペーストにより、前記集積回路と前記パッチアンテナとが電気的に接続されていることを特徴とする無線チップ。

【請求項5】

請求項 1 又は請求項 2 において、

前記パッチアンテナは、前記パッチアンテナと前記集積回路との間の給電を行う給電体と、接地体と、放射電極と、前記接地体と前記放射電極との間に挟まれた誘電体層と、を有し、

前記接地体は、前記集積回路の接地電極に電気的に接続されていることを特徴とする無線チップ。

**【請求項 6】**

絶縁性基板上の第 1 の領域に形成された薄膜トランジスタを用いて構成される集積回路と、

前記絶縁性基板上の第 2 の領域に形成され前記集積回路と電気的に接続される接続端子と、を有し、

前記接続端子上に、パッチアンテナが固着されていることを特徴とする無線チップ。

**【請求項 7】**

絶縁性基板上に形成された薄膜トランジスタを用いて形成された集積回路上に、前記集積回路と電気的に接続される受動素子を有する層が固着されており、

前記受動素子を有する層上に、パッチアンテナが固着されていることを特徴とする無線チップ。